

佐倉市市民公益活動サポートセンターに関する調査・研究報告書

佐倉市市民公益活動運営協議会

平成19年3月

佐倉市市民公益活動サポートセンターは市民公益活動の推進を図るため、市民、市民公益活動団体及び事業者が相互に連携し、交流できる場所並びにその活動拠点として、平成 15 年 7 月開所し、「市民公益活動に関する提言書 - 総論 - 」(平成 14 年 3 月 佐倉市ボランティア・市民公益活動推進懇話会)「市民公益活動に関する提言書 - 各論 - 」(平成 14 年 10 月 佐倉市市民公益活動推進懇話会)「市民公益活動推進のための基本指針」平成 15 年 佐倉市)などに基づき、支援員の設置、市民公益活動情報サイトの開設、市民公益活動相談会・市民公益活動団体の集い・NPO 市民講座などの事業を実施しています。

佐倉市市民公益活動運営協議会は、佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例・規則に基づき、サポートセンターの運営その他市民公益活動の推進に関する事項を調査研究することを目的に、サポートセンター開所と併せて設置された機関であり、今期で 2 期目となります。第 1 期では主にセンターの周知・市民公益活動の啓発施策について検討いたしました。運営協議会での審議を踏まえ、サポートセンターだよりの発行を開始するなどの啓発活動により、利用者も着実に増加しております。さらに今期の運営協議会では「災害等における支援」と「指定管理者移行を踏まえたサポートセンターのあり方」の 2 点について、集中的な調査研究を実施するため、それぞれ部会を設置し、活発な検討をいたしました。

「災害等における支援」に関する検討では、市民公益活動団体の機動力などを高く評価するとともに、日常的なつながりを持つことの重要性を指摘しています。「指定管理者制度移行を踏まえたサポートセンターのあり方」については、市民公益活動フェアの実施など積極的な事業展開と、運営協議会の充実、指定管理者制度への速やかな移行を求めています。

佐倉市では市民協働の推進に関する条例が平成 19 年 1 月施行となり、他市に先駆けて市民協働に取り組む姿勢が示され、市民公益活動を尊重し、支援することを定めています。この報告書が、サポートセンターの効果的な運営と市民公益活動への支援事業の充実に少しでも寄与することで、佐倉市の市民公益活動が促進され、豊かで住みよい佐倉市づくりに貢献し、市民による市民のための佐倉市づくりが推進されることを願います。

平成 19 年 3 月 30 日

佐倉市市民公益活動運営協議会
委員長 竹内 淳

目次

第一章 佐倉市市民公益活動サポートセンターにおける防災・災害支援について

1	はじめに	1
(1)	市民公益活動に対する評価と期待	1
(2)	地縁組織との連携・協力	1
(3)	調査・研究の理由	2
2	現状・課題	2
(1)	現状	2
(2)	課題等	3
3	方向性	3
4	施策提案	5
(1)	関係機関等との意見交換等の交流促進	5
(2)	情報収集	6
(3)	情報提供	7
(4)	相談対応	8
(5)	講習会等の実施	9
5	終わりに	10
	【資料】	
	審議状況	12
	提言書・基本方針(抜粋)	15

第二章 佐倉市市民公益活動サポートセンターのあり方及び指定管理者について

1	はじめに	16
2	サポートセンターの現状・課題	16
(1)	周知度	16
(2)	機能の充実	16
(3)	立地・設備について	17
3	サポートセンターの担うべき役割・位置づけ	18
4	今後の事業展開	19
(1)	市民公益活動フェア(仮称)の実施	20
(2)	交流・連携・協働業務	20
(3)	情報収集・提供業務	21
(4)	相談業務	21

(5) 人材発掘・育成・研修会等実施業務	21
(6) 調査研究業務	22
5 指定管理者導入にあたって	23
(1) 指定管理者制度移行について	23
(2) 指定管理者の担い手について	23
(3) 指定管理者が担う業務内容（事業）について	24
(4) 運営協議会について	25
6 おわりに	29
【資料】	
審議状況	30
アンケート集計結果(抜粋)	33
サポートセンター利用状況	34
提言書・基本方針(抜粋)	35
【委員名簿】	
佐倉市市民公益活動運営協議会委員名簿	36
第1部会委員名簿	36
第2部会委員名簿	36

第一章 佐倉市市民公益活動サポートセンターにおける防災・災害支援について

1 はじめに

(1) 市民公益活動に対する評価と期待

今日、NPO(Non Profit Organization、非営利組織)活動は、福祉、教育、スポーツ、環境、まちづくり、芸術文化、国際協力、人権擁護など、様々な分野で活動が展開されており、市民の日常生活のなかに深く浸透している。

平成7年の阪神・淡路大震災では、NPO が、行政の対応では困難なものについても、機動的に対応し、大きな力を発揮し、救援と復旧に大きく貢献した。これをひとつの契機として、ボランティアやNPOの活動が広く社会に注目されるようになり、国においても、NPO法(特定非営利活動促進法)が、平成10年に成立した。

また、新潟県中越地震やスマトラ島沖地震・津波等の災害でもボランティアやNPO、NGO(Non Governmental Organization、非政府組織)の活動が、マスコミなどで、大きく取り上げられ、災害時におけるNPO、NGOの活躍に大きな期待がかかっている。

このような、災害時における活動を高く評価し、災害支援の重要な担い手として、今後は、NPOやNGOを位置付けていくことが求められている。

現在のNPO法人数は、すでに2万9千を超えている(千葉県では1,123団体)ところである。福祉、環境などの災害救援活動以外のNPOやNGOについても、日頃から防災について考える機会を提供し、防災や災害支援に関する知識や理解を深めていくことが重要である。

(2) 地縁組織との連携・協力

災害時には、地域住民にとって、身近な自治会・町内会等といった地縁組織が地域の救援・災害復興活動に大きな力を発揮しており、改めて、地域コミュニティの重要性について、認識される場所である。

スマトラ島沖地震の津波被害の復興に当たっては、日本の自治会・町内会活動が、参考にされたということである。

各単位自治会・町内会においては、日頃から、防災訓練の実施や防災備品の備蓄といった災害時への備えに努めている。

このようなことから災害時には、NPO活動と併せて、自治会・町内会等による地域コミュニティ活動も重要であり、相互に連携・協力しながら災害・復興支援に当たることが望ましいといえる。

(3) 調査・研究の理由

災害時等におけるサポートセンターの支援策に関しては、佐倉市市民公益活動推進懇話会の市民公益活動に関する提言書 - 各論 - (平成14年10月)及びこの提言を受けて、佐倉市で定めた市民公益活動推進のための基本指針(平成15年3月)において、取り組みの必要性などについて、示されているところである。

この背景としては、阪神・淡路大震災を契機に市民公益活動が社会を支える活動として広く認識されるようになり、災害が発生した時に、市民公益活動団体は、行政にはないネットワークの良さを活かして、救援を行ってきた実績が挙げられる。

災害等に対する支援については、市民公益活動運営協議会において、平成16年度から、議論してきた。

当初は、サポートセンター登録団体のうち、災害時に支援活動を行うことのできる炊き出し、救援物資の仕分け、避難所運営等の項目を列挙し、協力団体等を事前登録することについて、検討してきた。

この検討の中では、市民公益活動団体は、福祉や環境等、それぞれの活動目的を達成するための自主・自発的な団体であることを認識し、これを十分に尊重しなければならないということが留意点としてあげられた。

このようなことを踏まえ、市民公益活動運営協議会では、第2期目となる平成17年度より、新たに部会を設置し、災害時等におけるサポートセンターの支援について、調査・研究を実施したものである。

2 現状・課題

(1) 現状

サポートセンターにおける災害時等の支援については、新潟県中越地震の際、社会福祉協議会からの情報提供に基づき、サポートセンターの全ての登録団体に対して、募金協力等の文書の送付を行ってきたところである。

平成17年度には、サポートセンター事業である「市民公益活動団体の集い」において、市民公益活動団体による防災・災害支援等を踏まえた団体相互のネットワーク化について、意見聴取を実施した。

各団体の参加者からは、「ネットワーク組織については、それぞれの団体活動を中心とし、団体の必要性に応じて作られるべきであり、行政からの働きかけにより設置するものではない。」といった意見や、「ネットワーク組織の事務局運営を考えると、運営は困難であり、情報交換的な、ゆるやかなネットワークであれば否定しないが、災害時の対応を目的とした行政主導によるネットワーク組織については、強く反対である。」といった否定的・消極的な意見が相次いだ。

(2) 課題等

市民公益活動団体は、福祉や環境など、それぞれの目的達成のために組織された自主・自発的な組織である。

防災・災害等への支援を目的とした団体は、むしろ稀といえ、市内のほとんどの団体は、防災・災害支援を目的としたものではない。

このようなことから、各団体において、防災・災害支援の知識や理解が十分ではない、ということは、むしろ当然といえる。

一方、サポートセンターにおいても、防災・災害支援に関する情報は不足しており、各団体に対する情報提供も十分とはいえない状況である。また、市の防災担当、社会福祉協議会や日本赤十字社など、関係機関・団体との情報交換等の連携も、今のところ図られてはいない。

3 方向性

防災・災害支援に関して、理解や協力を得るためには、市民公益活動団体のほか市民一般にまで対象を広げ、情報提供や意識啓発にサポートセンターとして、主体的に取り組むことが求められるところである。また、市民公益活動団体等からの防災・災害支援に関する相談には、適切に対応する必要がある。

一方、現状のサポートセンターの機能や職員体制を前提にすると、災害支援体制の整備について、サポートセンターのみで、すべての対応を図ることは困難である。

サポートセンターにおいては、市の防災担当や社会福祉協議会、日本赤十字社等の関係機関・団体との意見交換を図るなどにより、連携・調整をとりながら、他の機関・団体との協働事業も視野に検討する必要がある。また、防災・災害支援等に関する事業実施に当たっては、対象を団体から個人にまで広げた事業展開を検討する必要がある。

市内の市民公益活動団体においては、防災・災害支援について、まだ十分に理解されているとは言えず、また、意識的な高まりもみられない。サポートセンターにおいても、団体に対する情報提供や意識啓発等、十分な取組みがされていない状況である。

サポートセンターにおいては、団体に対する意識高揚を図るためにも、防災・災害支援等に関する意識啓発を積極的に行い、将来的には、各団体の主体的・自発的な意思・取組みにより、防災・災害支援に関するネットワーク組織や防災・災害支援団体の設立を期待するところである。

なお、市民による自主・自発的なネットワーク組織や防災・災害支援団体の立ち上げに当たっては、サポートセンターは、できる限りの側面支援に努めるべきである。

以上を踏まえ、サポートセンターにおける防災・災害支援対応については、次のように段階的な推進を図るべきと考える。

初期段階【平成19年度～】

- ◆ 防災・災害支援に関する情報収集及び関係機関・団体との意見交換等の交流促進
- ◆ 防災・災害支援や防災知識に関する情報提供、意識啓発等
- ◆ 防災・災害支援に関する相談対応

中期段階【平成21年度～】

- ◆ 関係機関・団体との連携・協力関係の強化
- ◆ 防災・災害支援等に関する講習会等の実施

後期段階【平成23年度～】

- ◆ 市民による自発的な防災・災害支援組織(ネットワーク組織を含む)の立ち上げ支援及びその後の運営に対するサポートセンターによる側面支援

随時、市民公益活動団体等からの防災・災害支援に関する相談には、適切に対応するものとする。

事業の進捗や市民意識の高まり具合によっては、前倒しして、各種事業を進めるものとする。

4 施策提案

(1) 関係機関等との意見交換等の交流促進

市の関係課(防災・福祉・建築担当等)、社会福祉協議会、その他関係団体等(日本赤十字社・民生委員・自治会等の地縁組織等)との意見交換等の交流促進を図る。

【説明】

防災・災害支援等における総合的な対策は、市の防災担当や他の関係機関が担うべきである。

一方、本市において、災害により甚大な被害が発生した場合には、行政機関を含め、他の関係組織や団体活動が、十分に機能できなくなることが予想される。

このようなことから、サポートセンターにおいては、日常的に、他の行政機関や各種団体と意見交換等の交流促進を図り、防災・災害支援に関する相互理解と情報共有を進め、災害発生時には、可能な範囲で各機関・団体の機能を補完し合えるように努めるべきである。

当面は、市の防災担当を始めとした関係課(建築・地域コミュニティ・福祉担当課等)、他のサポートセンター及び行政機関や、社会福祉協議会のほか、民生委員・自治会等の地縁組織など各種団体との交流を深め、意見交換や情報交換などにより、連携・協力関係を推進し、これを継続すべきである。

(2) 情報収集

防災、災害支援に関する情報収集に努めるものとする。

【説明】

サポートセンターでは、これまでも、災害被災地からの募金要請などの災害支援に関する情報提供を関係機関から受けてきた。今後は、サポートセンターとしても、積極的に防災・災害支援に関する情報収集に努めるべきである。

これらの情報については、他の行政機関や関係機関・団体を含め、広く情報を収集し、必要に応じ、これを市民公益活動団体に提供する必要がある。

また、行政機関や災害救援団体からの相談にも適切に対応できるよう、市民公益活動団体からも、随時、専門知識・特殊技能の有無や、支援可能な災害ボランティアの内容(炊き出し・避難所運営・支援物資の仕分け)などの情報収集に努める必要がある。

なお、収集した防災・災害支援に関する資料については、体系的・時系列的に整理をし、市民(市民公益活動団体)の閲覧に供するものとする。

防災・災害支援等に関して、どのような資料や情報を収集するのかについては、おおむね次のようなものが考えられる。

- ◆ 防災に関する相談対応窓口を記した資料
- ◆ 防災関係団体による活動を紹介した資料
- ◆ 地縁組織等による防災活動を紹介した資料
- ◆ 市、県、社会福祉協議会、日本赤十字社等、行政機関や関係機関・団体が、編集・発行した防災・災害支援等に関する資料
- ◆ 防災・災害支援に関するシンポジウム、研修会等の資料
- ◆ 防災・災害支援に関する刊行物
- ◆ 防災・災害支援を踏まえた市民公益活動団体の資料
- ◆ 佐倉市における防災・災害支援に関する過去の活動事例等の資料
- ◆ その他必要な資料

(3) 情報提供

防災・災害支援に関する情報提供を積極的に進め、市民や市民公益活動団体に対する意識啓発に努めるものとする。

【説明】

防災・災害支援に関する情報提供については、受動的ではあるが、これまでも新潟県中越地震の際、被災地からの募金要請に応じて、市民公益活動団体に対して、情報提供を実施してきたところである。

防災に関しては、日常の心構えや意識付けが、いざという時に大きな力を発揮するということとは言ってもない。

サポートセンターにおいては、日頃から積極的に防災・災害支援に関する情報を発信し、意識啓発に努めるべきである。

防災に関するどのような情報を提供していくのか、については、防災シンポジウムやフェア・防災訓練・被災地からの支援要請などが考えられるが、市の防災担当、他の行政機関や関係組織・団体にも意見を聞きながら、これらの情報収集に努めるとともに、提供した内容については、市民公益活動運営協議会に報告し、市民ニーズに対応したものとするよう内容の充実に努める必要がある。

情報提供の方法については、被災地からの災害支援の要請、防災・災害に関する知識のアドバイス、シンポジウム・講習会等、防災・災害支援情報の内容に応じ、おおむね次のようなものが考えられる。

- ◆ サポートセンターのホームページへの掲載(防災 Q&A、佐倉市の状況、他市の情報・活動事例等)
- ◆ サポートセンターだよりへの掲載(意識啓発等)
- ◆ サポートセンター内に防災関係の活動紹介コーナー（掲示板）の設置
- ◆ 関係機関等から依頼を受けた災害支援要請等の文書の送付
- ◆ サポートセンターの主催事業における防災・災害支援に関する知識のアドバイス

(4) 相談対応

防災・災害支援活動に関する各種相談については、日常的に適切に対応するものとする。

【説明】

防災・災害支援活動に取り組もうとする団体の中には、防災・災害支援活動に関する情報や知識が十分でない団体もある。このような市民公益活動団体が、気軽に相談できるよう、サポートセンターにおいて、日常的に防災・災害支援活動に関し、相談に応ずる体制が必要である。

防災・災害支援活動に関する相談については、他の行政機関や関係機関との連携・調整を図り、主体的に対応していくことが求められる。

また、大規模な災害等が発生した場合には、他の機関や団体とも協力しながら市民公益活動団体を対象とした特設相談会の開催なども望まれるところである。このための検討をあらかじめ進める必要がある。

また、相談対応に伴い、受け付けた意見や要望を記録し、今後のサポートセンターの防災・災害支援施策の改善に繋げていくことが重要である。

(5) 講習会等の実施

防災・災害支援等に関する講座、講習会等を実施するものとする。

【説明】

防災・災害支援に関する知識や理解をより深めるためには、専門家を講師に、講座や講習会等を開催することが効果的である。

災害発生時には、市の防災担当、他の行政機関、関係機関や団体との連携・協力関係により対応を図ることが望ましいことから、サポートセンターによる講座・講習会等の実施に当たっても、連携・調整を図りながら、協働で取り組むことも考えられる。

なお、講座、講習会等の対象については、市民公益活動登録団体のほか、市民一般にも広げて行うべきである。

講習等により、市民公益活動団体の中にも災害ボランティアリーダー(コーディネーター)を養成することで、災害発生時における情報伝達や団体相互の支援内容の調整などが、迅速かつ適切に行われるものと期待される。

なお、市民公益活動運営協議会1部会による市川災害ボランティアネットワークの視察においても、市川市と市川市社会福祉協議会が協働で行った「災害ボランティア講座」の実施について、視察したところであり、この講習の手法を参考に実施することも考えられる。

講座・講習会の内容については、おおむね次のような事項がある。

- ◆ 佐倉市における防災対策概要
- ◆ 大規模地震等における災害予測・緊急連絡体制
- ◆ 大規模地震等の被害の実情と災害支援への対応と課題
- ◆ 災害支援活動団体の活動紹介・他市における災害支援活動の事例紹介
- ◆ 災害対応実習(訓練)
- ◆ 災害ボランティアリーダー(コーディネーター)の役割等

5 終わりに

災害時に活躍が期待される市民公益活動団体は、平常時には福祉や環境、国際協力など別の様々な分野で活動を展開している。災害支援活動は、このような平常時の多様な活動の延長線上に位置付けられることが望ましいことから、サポートセンターは、日常的に防災・災害支援に関する情報提供や意識啓発に努めるとともに、市民公益活動団体が自由に意見交換できるよう、「市民公益活動団体の集い」のような交流の場を継続的に開催していくことが重要である。

実際に、災害が発生した場合の市民公益活動団体による災害支援については、炊き出し・救援物資の仕分け・避難所運営・清掃等の一般ボランティアが中心となることが予想される。この分野の中心的な役割を担うのが、社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターである。このようなことから、サポートセンターとしては、社会福祉協議会とは、密接な連携が求められるところである。

市では、市民協働の推進に関する条例が平成 19 年 1 月から施行されたところである。この条例は、まちづくりの主体となる市と市民の役割と責任を明らかにし、市民協働による自治運営を進めようと制定されたものである。

防災・災害支援への対応についても、市民と市が、連携・協力しながら、進める必要がある。本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適な地域づくりに資する地域のセーフティーネットの構築が、喫緊の課題となっている。このため、市民と市が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体に求められている重要な機能の一つである。

今後、地域では、市民協働の推進に関する条例に基づき、小学校区を基準に、校区内で活動を展開する自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員、高齢者クラブなどの福祉団体、PTA、青少年育成住民会議などの青少年団体等、各種地域団体によるネットワーク組織である「地域まちづくり協議会」の設置が進められる予定である。

NPOによる災害・復興支援活動においても、地域まちづくり協議会の事業とも連携した活動展開が考えられるところであり、このような地域コミュニティ活動を踏まえた災害・復興支援活動を進めることが望ましい。

ところで、市川市災害ボランティアネットワークを視察した際には、防災・災害対応に関しては、マニュアル化を図るより、日常的に、他の団体等と連携・協力関係を保っておくことが、非常時の迅速・適切な対応に、効果的であるとの助言を受けたところである。サポートセンターとしては、日頃から他の行政機関や関係機関・団体との交流促進を図ることが重要である。

また、災害時には、市民からは市民公益活動団体の専門知識を期待するなど、

多種多様な事項について、相談を受けたり、支援を求められるものと予想される。一方、市民公益活動団体からは、被災地への募金などの支援活動を実施する際のノウハウなどについて、相談を受けることも考えられる。

サポートセンターは、市民からの要望と市民公益活動団体の活動を的確に把握し、両者の「橋渡し役」(マッチング機能)としての役割も、求められるところである。

サポートセンターとしては、必要な情報の収集に努め、防災・災害支援に関する相談や要望に的確に対応できるようにすることが望まれる。

特に災害発生時における要援護者(高齢者・子ども・障がい者・外国人)に対するサポートやケアについては、市民公益活動団体に期待するところが大きいと考えられることから、日頃から必要な情報の収集と関係団体に対する意識啓発に努めるべきである。

先の阪神・淡路大震災では、約 6,400 人という痛ましい犠牲者を出した。災害に強い社会を構築するためには、行政、NPO、地縁組織、事業者等の各種機関や団体の連携・協力により、それぞれの強みを発揮できる環境整備を進めることが必要である。そのためには、これら関係者が日頃から情報の共有と相互理解を促進し、その上で、役割分担や連絡・調整の方法等について、確認しておくことが重要である。

【資料】

市民公益活動運営協議会(全体会)での審議等

日時：平成17年9月23日(金)

内容：部会(ワーキンググループ)を設置して、サポートセンターにおける災害支援等について、審議することを了承。

日時：平成18年1月27日(金)

内容：部会(ワーキンググループ)の審議状況等を報告(1回目)。

日時：平成18年7月25日(火)

内容：部会(ワーキンググループ)の審議状況等を報告(2回目)。

日時：平成18年12月13日(水)

内容：部会(ワーキンググループ)での調査・研究報告(素案)を報告。

日時：平成19年3月19日(月)

内容：防災・災害支援に関する調査・研究報告(案)の調整。

第1部会の審議等

第1回

日時：平成17年10月7日(金)午後6時から7時30分

内容：部会長等の選出・部会の進め方について・その他

第2回

日時：平成17年11月11日(金)午後6時から8時

内容：市の防災計画等について(市交通防災課の担当職員(2人)より、説明を受けた。)

第3回

日時：平成17年12月13日(火)午後6時から8時

内容：防災・災害支援に関する重点調査研究事項について

第4回

日時：平成18年1月25日（水）午後6時から8時

内容：災害等におけるサポートセンターと社会福祉協議会との連携について

第5回

日時：平成18年2月10日（金）午後6時から

場所：防災・災害知識に関する意識啓発について

第6回

日時：平成18年3月14日（火）午後5時から7時30分

場所：市川市ボランティア・NPO活動センター

内容：市川災害ボランティアネットワーク視察

【概要】

市川災害ボランティアネットワークは、平成14年に開催された「災害ボランティア講座」（市川市・市川市社協の共催）をきっかけにして、その受講生が自主的に結成した団体（会員数138人）であり、その目的としては、災害が発生したときに全国から駆けつけてくるボランティアの受入や被災地・避難場所のニーズに応じたボランティアの派遣を行うボランティア受入委員会（＝社協の災害ボランティアセンターのこと）の活動を市民サイドでサポートする（炊き出し・救援物資の仕分け・避難所運営・清掃等の一般ボランティアを想定）ことである。

この視察を通して、市川災害ボランティアネットワークからは、次のようなアドバイスを受けることができた。

日常的に、できるだけ多くの人・組織と良好な関係を築いておくことが重要である。

災害時の対応については、マニュアル化を図るよりも、各種防災啓発事業を継続的に実施し、体で習得したほうが、いざという時に役に立つ。

災害ボランティアに限ったことではないが、活動者自身が楽しく、息の長い活動をしないと、思った成果をあげることはできない。

第7回

日時：平成18年5月16日（火）午後6時から8時

内容：平成17年度の調査・研究確認・平成18年度の審議計画等について

平成18年6月から9月にかけては、部会長・副部会長等により、1部会報告素案の作成。

第8回

日時：平成18年10月3日（火）午後6時から8時

内容：1部会報告(案)の内容確認について

場所は、第6回を除き、いずれもサポートセンターで実施。

市民公益活動に関する提言書及び市民公益活動推進のための基本方針における 防災・災害支援についての記載事項

市民公益活動に関する提言書(各論)平成14年10月(佐倉市市民公益活動推進懇話会)

災害時の相談体制について、災害時には、地域住民への必要な情報の提供や被災者の掲げる様々な相談や問い合わせに迅速に対応しなければなりません。サポートセンターでの相談窓口を活用し、各種機関による支援情報を収集して、災害の相談に努めていく必要があります。

市民公益活動推進のための基本方針 平成15年3月(佐倉市)

災害時等における支援体制づくり

阪神・淡路大震災を契機に市民公益活動は、社会を支える新たな活動として広く認識されるようになり、ボランティア団体は、災害が発生した時に、行政にないネットワークの良さを活かして、救援を行って来ました。行政と活動団体等はお互いに情報交換を行い、支援のためのネットワークづくりに取り組んでいきます。

相談体制の整備

サポートセンターや市役所内に、ボランティアや市民公益活動に関する相談、助言を行う体制をつくり、県とも十分に連携を取りつつ、相談に応じていきます。災害が発生した時には、活動団体等と連携をとりながら、情報を収集し、各種の相談に努めていきます。

第二章 佐倉市市民公益活動サポートセンターのあり方及び指定管理者移行について

1 はじめに

「佐倉市指定管理者制度導入基本方針」に基づき、佐倉市の公の施設については指定管理者制度への移行が可能なものは、原則実施との市の方針を受け、佐倉市市民公益活動サポートセンター（以下、サポートセンターという）の指定管理者制度移行についての検討を行った。

これまでもサポートセンターの運営については、「市民公益活動に関する提言書 - 各論 -」などにおいて、多様な活動を行う各市民公益活動団体への支援や、各種の相談窓口としての機能充実のためには、市の直営ではなく、中間支援団体などに運営を委託する必要があるとの意見が示されている。

サポートセンターの指定管理者制度への移行については、まずサポートセンターに必要な機能はどういったものか、そのあり方や事業活動等を検討した上で、導入についての基本的な考え方、導入時の実施方法、その担い手、運営協議会との関係等について検討していくこととした。

2 サポートセンターの現状・課題

（１）周知度

サポートセンターは平成15年7月に開所し、年々利用者数は増加しているものの、本来期待されている市民公益活動推進のための「活動拠点」「支援拠点」「交流拠点」として積極的に活用されているとは言いがたい。理由としてはサポートセンターの立地場所が利便性の面で問題があり、周知のための広報も不十分であることが、課題としてあげられる。今後は施設の設定備や事業、市民公益活動保険に関する情報提供などを行うことでサポートセンターの周知度を上げながら、いかに市民にとって利用価値の高い、魅力のある施設としていくかが求められる。

(2) 機能の充実

「市民公益活動推進のための基本指針」では、推進の基本的な手法として、基盤づくり きっかけづくり ネットワークづくりの3点を段階的な支援の手法として掲げているが、現在のサポートセンター機能を見るとについては交流スペースや会議室などの提供、コピー機、印刷機など基本的な資器材設置や市民公益活動支援員の配置などを行っており、今後、紙折り機やカラー対応コピー機など、状況に応じて機器の充実等は図るべきだが、基本的な環境は整っているものと思われる。しかし の手法については、「NPO市民講座」や「市民公益活動団体の集い」などの事業を実施しているものの、取り組みとして十分とはいえず、市民・活動団体へのPR、活動団体間や関係機関とのネットワークづくりへの積極的な取り組みを行うことにより、効果的な事業展開を研究していく必要がある。

(3) サポートセンターの立地・設備について

他市の支援センターでは駅前など利便性の良い場所に設置されているところもあり、そのような施設では利用率も比較的高い。各種事業などソフト面の充実により利用促進を図ることも大切であるが、市民公益活動への理解や活動への参加の機運を高めるため、より活用しやすい施設立地として、各小・中学校の空き教室などを活用し、市内に複数設置することも検討していく必要がある。

さらに、市民音楽ホールや各コミュニティセンターなどサポートセンター以外での企画の実施、NPO法人間の協働のきっかけづくり、市民協働事業の調整、組織の立ち上げの相談、講師派遣など、立地の不便さを補う取り組みも重要である。

現在の設備上の問題点としては、会議室以外はレインボープラザの2階に設置されており、車椅子で上がる手段がなく、また入口にドアがあるなど、ハード面からは誰もがいつでも自由に利用できる「開かれた」施設であるとの印象が薄い。現行の施設内にとどまるのであれば、1階に移るなど配置の工夫も検討が必要である。

3 サポートセンターの担うべき役割・位置づけ

市内には公民館などの生涯学習施設、コミュニティセンターなど市民が利用する施設が複数存在している。その中でサポートセンターは、佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例に記載されている「市民公益活動の推進を図るため、市民、市民公益活動団体及び事業者が相互に連携し、交流できる場所並びにその活動拠点」という設置目的に沿った施設運営をしていく必要がある。

市内各地で活動する多くの市民公益活動団体は、団体構成員の住居と近い各地域の施設を通常の活動拠点としている現状がある。サポートセンターの役割として、平時の活動場所というだけではなく、活動のための情報拠点という役割がある。知りたいことが分かる、気軽に相談できる場であることが重要である。最新の市民公益活動情報や、団体運営のヒントなど情報を収集し、だれもが自由に閲覧、検索、活用しやすいように情報を整理し、市民や活動団体が今知りたい情報を提供できるようにしていくべきである。

また、利用者・登録者が重複する部分のあるボランティアセンターとの連携も重要である。連携・交流できる場所として、人と人をつなぐ役割を担っているため、情報を共有できる、開かれた利用しやすい施設であることが重要な要素となる。様々な関係機関とのネットワーク機能をサポートセンターが担うことも今後の課題として挙げられる。

(1) ボランティアセンターとの関係

ボランティアセンターとサポートセンターは、それぞれの役割を担ったうえで連携し、市民にとって利用しやすい環境づくりを行う。

現在、社会福祉協議会におけるボランティアセンターでは、福祉関係の活動グループ・個人ボランティアの登録を行っている。活動実績は長く、運営委員会による企画・立案が行われるようになり、また、ボランティア連絡協議会（V連協）が設置されている。ボランティアセンター

では、福祉を目的とした市内NPO法人の設立を期に、市民公益活動団体の登録も認めており、サポートセンターとの登録重複団体が複数存在する。それぞれの役割分担について意識した上で、市民にとってどちらを利用して情報提供などが十分行われるよう連携していくことが望ましい。

また災害時などにおける対応では、被災地に設置される災害救援ボランティアセンターと社会福祉協議会が情報発信拠点となるため、平常時から災害時の支援体制などについて情報交換していく事が求められる。

ボランティアセンターとの関係を考える上での参考意見

ボランティアで構成するグループを支援するボランティアセンターとNPO法人を含む団体を支援するサポートセンターのどちらを選択して登録するかは、その団体の考えによる。

ボランティアセンターとサポートセンターは設置目的や役割など共通点が多いため、市民にとってわかりやすい対応を検討する。

4 今後の事業展開

サポートセンターに登録をしている市民公益活動団体は現在120余団体となっている。この登録団体相互の連携による統合力を高めることが、市民公益活動の推進につながる。サポートセンター運営や各種事業への参画意識を高めていく取り組みや、活動分野ごとの部会設置といった団体間のネットワーク作りを進めるための施策提案など、各団体が主体性を持ちながら、お互いの力を高める仕組みづくり、きっかけづくりをサポートセンターが担っていくことが期待される。

その他、サポートセンターの主な事業内容としては 交流・連携・協働業務 情報収集・提供業務 相談業務 人材育成業務 調査研究業務などが挙げられる。

現在、サポートセンターが実施している「市民公益活動団体の集い」、「市民公益活動団体のための相談会」、「NPO市民講座」については、それ

ぞれ必要性の高い事業であり、継続実施が望ましい。また、千葉県が佐倉市内で主催する事業についても運営協力していく。

今後の新たな取り組みとしては、～の業務と関連し、現在の課題である市民への周知、きっかけづくり・ネットワークづくりなどの事業手法として、市民公益活動フェア（仮称）の定期実施が望まれる。

（１）市民公益活動フェア(仮称)の実施

市民公益活動フェア(仮称)を実施し、市民公益活動の意義・目的、活動団体、活動事例を広く市民へ紹介することで、市民協働への理解と意識高揚、市民参加の促進を図る。

ボランティア連絡協議会では、毎年「ボランティアのつどい」を実施しているが、サポートセンターが行うフェアは、基調講演やパネルディスカッション、ブース展示などにより、各団体の活動状況を市民にPRする場、一般市民が気軽に団体とふれあい、市民公益活動参加のきっかけづくりの場として工夫をしていく必要がある。実施については、活動団体や一般市民から実行委員を募集して、実行委員会を組織して行うことや、ボランティア連絡協議会との共同開催とすることも考えられ、いかに多くの参加者を対象として開催できるか検討していく。

（２）交流・連携・協働業務

市民公益活動団体の集いについて

「市民公益活動団体の集い」については継続して実施し、市民・グループ・活動団体の参加機運を高め、ネットワークづくりに向けた機会の提供に努める。

平成17年度から実施している「市民公益活動団体の集い」は、当初行政主導での実施自体に団体からの反発もあったが、回数を重ねるごとに、団体が主体となった積極的な情報交換の場として利用され始めている。今後も、テーマ別や活動分野別に開催するなど、回数を重ねて実施し、団体の自主性を尊重しながら、団体相互の連携をサポートしていく。

市民公益活動団体の集いを考える上での参考意見

団体相互の連携を深めるため、活動分野ごとの部会の立ち上げなどを支援する。

集いは、情報交換や意見交換、そして先進的な活動事例を学ぶ機会として、今後も積極的に開催する。

(3) 情報収集・提供業務（広報・啓発）

さまざまな広報手段を通じて市民への啓発活動を積極的に行うことにより、ボランティア・公益活動団体について市民への理解を深める。

情報収集・提供業務を考える上での参考意見

こうほう佐倉を利用してサポートセンターの活動やイベント情報を随時紹介していくことが必要である。

サポートセンターだよりをもっと市民の目にとまる場所に常時設置していくことが求められる。

市民公益活動情報サイト、ホームページをさらに充実し、活用を広げていくことが望まれる。

(4) 相談業務

相談業務は、サポートセンターのソフト面としての重要な機能であり、相談日を決めるなど内容の充実に努める。

現在サポートセンターでは、支援員・職員により日常的な相談にしている。また、千葉県主催によるNPO運営相談事業などを積極的に受け入れている。今後は専門家による相談事業を定期的を実施するなどの取り組みが必要である。

(5) 人材発掘・育成・研修会等実施業務

市民公益活動に寄与する人材を様々な分野から新たに発掘していく。また、リーダー育成に取り組む。

市民公益活動を支えるのは「人」であり、市民公益活動推進のためには人材の発掘・育成が欠かせない。「市民公益活動推進のための指

針」においても ボランティア意識の醸成及び啓発 人材の育成 研修会及び講習会の実施の三点が市民公益活動推進のための基本的な施策としてあげられている。サポートセンターの担うべき役割として、今後もNPO市民講座など効果的な研修会の実施に取り組む必要がある。

人材発掘・育成・研修会等実施業務を考える上での参考意見

市民カレッジ・しづ市民大学などに積極的にアピールし、人材を発掘していく必要がある。

次のような事業の実施が望まれる。

- ・学校と連携し、児童・生徒の市民公益活動団体の活動体験の場を設定し、新たな担い手を育成する事業。
- ・定年退職後の生活スタイルとして市民公益活動があることを紹介する事業
- ・市民一人ひとりが主役となって、積極的に市民公益活動に打ち込めるような各種の実践講座

(6) 調査研究業務

サポートセンターは、市民協働、市民の社会参加を促進する役割を担うものであり、利用者へのアンケートの実施や他市の事例研究、新たな事業方法の検討など、運営協議会とともに市民公益活動について調査研究を推進する。

サポートセンターの存在を強く市民へ「発信」するために何が出来るか。例えば市民公益活動への提言や体験事例を募集する事業も実施が望まれる。

5 指定管理者制度導入にあたって

これまで述べてきたサポートセンターの現状・課題、実施すべき今後の事業展開などをふまえ、サポートセンターの指定管理者制度導入検討にあたって、移行についての基本的な姿勢、担い手のあり方、指定管理者制度移行となる場合の業務基準などについて検討した。

指定管理者制度移行について

指定管理者制度導入については平成20年4月実施を目標として検討し、単なる管理・運営の移行に留まることなく、指定管理者の発想力・企画力などを期待し、環境を整えた上で移行する。

「市民公益活動に関する提言書（総論）（各論）」「市民公益活動推進のための基本指針」などにおいて、これまでサポートセンターの管理運営のあり方については、管理運営自体を市民の手に委ねるべきであるとの方向性が示されている。市民のニーズに対応した多様な公益活動への支援や、個人・グループ・組織体・任意団体・法人格取得団体といった様々な規模の支援対象に対する相談窓口として機能を充実するためにも、適切な指定管理者に運営を委ねるべきであり、担い手には市民による市民のためのセンターとして運営するための柔軟な発想と実行力が必要とされる。行政による管理は、公平性などの面で市民の安心感も高いが、指定管理者移行を転換期ととらえ、市民公益活動の推進拠点としてより発展的な展開を期待する。

（２）指定管理者の担い手について

指定管理者の担い手として、佐倉市内の市民公益活動団体・法人による運営とする。

市民公益活動の推進にあたっては、多様な価値観が尊重されるべきであり、特定の価値基準に偏ることなく公平・公正な支援ができる担い手が望ましい。

また、サポートセンターの設置目的を踏まえると、佐倉市内の市民公益活動団体・法人による運営が望ましく、佐倉市ならではの地域性、人材、人脈、団体間のネットワークなどを生かしたサポートセンターの運営を期待する。

指定管理者の担い手についての参考意見

業務の継続性や円滑な運営を図る意味で、現在窓口対応しているスタッフの継続が必要である。

(3) 指定管理者が担う業務内容(事業)について

佐倉市における指定管理者業務基準書標準例に基づき、各項目について検討を行った。

施設運営業務に関する基準について

1 基本的考え方について

施設運営全般に関する基本的考え方として、サポートセンターが有する、交流の場・支援の場としての機能の充実に努める。

2 施設利用許可について

施設利用許可は、基本的に従前どおりとする。

会議室の予約は、登録団体は現行どおり3ヶ月前から予約を受け、登録団体以外の団体についても1ヶ月前以降であれば予約可能とし、施設の有効活用を高める事とし、実際利用している団体へのアンケートの実施や利用状況の検証を進める。

3 施設料金徴収業務について

会議室・メールボックスは、無料とする。

ロッカーは、有料化を検討する。

サポートセンターは市民公益活動という新たな対象に向けた支援施設であり、現時点で有料化を行うのは困難である。今後、公民館有料化実施の状況を見て検討を進める。また、有料化にあたってはレインボープラザ内にある他施設との整合性を踏まえて

検討し、高額にならないよう配慮する。

ロッカーについては、年間数百円程度の設定額で有料化を検討する。

4 物品販売許可業務について

利用者による物品販売の許可は、原則として、指定管理者の判断に委ねる。

許可判断が難しいものについては、随時、市に協議する。

物品販売などを伴う利用形態としては、次のようなものが考えられる。

- ・講習会・研修会を実施した際に、刊行物等を販売する場合。
- ・講習会・研修会の受講料を徴収する場合。

5 記録業務について

業務の遂行に伴う事業活動について、文書・画像・音声・映像等により適宜記録し、検索可能かつ良好な状態で保存する。

6 広報活動について

広報活動として、パンフレット・チラシ・機関紙・ホームページ・報道機関を通じて情報提供を行う。また、主催事業の際には、市の「こうほう佐倉」への掲載を行う。

7 意見・要望・苦情受付について

サービスの質の向上や利便性の向上などについて、利用者からの意見・要望・苦情を受け付け、適切な対応をとる。また、定期的に利用者アンケートを実施し、業務運営に生かす。

8 相談業務について

専門家による相談事業を定期的実施する。

9 企画事業について

これまでの主催事業は、指定管理者移行後も継続実施する。また、新規事業として「市民公益活動フェア」（仮称）を盛り込む。

施設運営業務に関する基準についての参考意見

青少年を対象とした事業（市民公益活動団体活動体験や市民公益活動団体との協働事業）についての取り組みに期待する。

現在1部会で調査研究されている災害時などにおけるサポートセンターの支援についての報告書を踏まえて業務基準・審査基準を検討する。

独自事業に関する基準について

施設の目的を達成するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担による独自事業の積極的な実施を期待する。

運営協力体制に関する基準について

管理業務の遂行に当たっては、市民や活動団体のニーズに応え、十分な協力支援体制を図り、自主的に懇談会などを開催し、広く市民からサポートセンター運営についての意見を聴取していく。

審査基準について

審査基準については、市民公益活動を推進するための事業を実施する能力を重視し、個別事項の評価配点を考慮する。

サポートセンターの指定管理者としての評価は、単なる施設の管理に留まらず、市民公益活動を推進するための事業を実施する能力を厳正に評価するものとし、審査基準のうち、個別事項の点数配分を高くする。また、施設に市民を呼び込むだけでなく、他の施設を会場として事業を実施するなど、サポートセンター以外で情報発信する事業の企画・実施を期待する。

審査項目としては次のような項目が考えられる。

- ・市民公益活動に対して、専門知識や助言をする能力を有しているか
- ・個々の市民公益活動団体との連携を深めるための計画がなされているか。

- ・市民公益活動のネットワークづくりに関する事業について、魅力的で効果的な事業提案がなされているか
- ・市民公益活動を推進するための事業について、魅力的で効果的な事業提案がなされているか
- ・市の地域性、市内の人材や団体の能力を生かした運営・事業の提案がなされているか。

(4) 運営協議会について

1 指定管理者と運営協議会の関係について

指定管理者移行後も運営協議会を継続して存続させる。委員構成・所管事項などの見直しを行い、市民公益活動推進などの機能・役割を充実させる方向で検討する。

指定管理者制度へ移行後は、運営協議会が市民公益活動推進について調査研究した成果を効果的な運営のために指定管理者へ提供する。指定管理者は運営協議会にオブザーバーとして参加する。

運営協議会は、指定管理者の自立性や自主性を最大限尊重し、調査・研究機関として協働していく姿を理想とする。

運営協議会との関係を考える上での参考意見

運営協議会の各委員は専門の立場で意見具申することに加え、実際に調査・研究の成果を意見として十分に反映させていく必要があり、そのためには数人の部会構成または個々の委員の役割分担を決めて、協議会の機能の充実を図る。

2 所管事項

所管事項は次のとおりとする。

- 一、市民公益活動サポートセンターに関すること
- 二、市民公益活動の推進に関する支援及び協働の施策に関すること
- 三、市民公益活動の推進に関する人材の育成及び啓発に関すること
- 四、市民公益活動に関する情報提供、調査研究に関すること
- 五、その他市民公益活動の推進に関すること

佐倉市市民公益活動サポートセンターの設置及び管理に関する条例に記載されている運営協議会の設置目的は「サポートセンターの運営その他市民公益活動の推進に関する事項を調査研究する」とされている。

現在、運営協議会では所管事項についてすでに幅広く協議を行っており、現状に合わせて項目を明記する。

3 組織

委員の人数は10名程度とする。委員は、公募による市民、市民公益活動団体の関係者、市内事業者、学識経験者、社会福祉協議会の職員、その他市長が適当と認めた者で構成する。

ボランティア団体及びNPO法人の団体関係者の選任については、活動分野を問わず、公募により数名選考する。また、市内事業者については、商工会議所から推薦を受け、学識経験者は市が選任する。

4 任期

委員の任期は2年とし、再任することができる。

委員としての任期は3年程度が望ましいが、団体から選出される委員の任期を考慮し、2年とする。

5 委員長・副委員長

組織に委員長と副委員長を置き、委員の互選で定める。

6 経費及び庶務

組織運営にかかる経費は、佐倉市が負担し、組織の庶務は市民活動推進課において行う。

6 終わりに

市民公益活動推進の拠点として設置されたサポートセンターをどのように活用していくか、指定管理者制度への移行は大きな転換期といってよいだろう。

指定管理者制度を市民公益活動の支援センターに導入することについては、様々な意見があり、公平・公正な立場で様々な団体への支援を行なうためには、やはり市直営が望ましいとする意見や、中間支援団体などの運営による行政には真似できないような積極的な事業展開が行われているセンターがある一方で、管理に要する経費の縮減といった「効率化」に重点をおいた移行により、担ったNPO法人などが少ない委託費に対し、自助努力を強いられているといった声もあがっている。

佐倉市では、こういった点を考慮した移行を行うべきであり、効率化のみを重視することなく、市直営にはない指定管理者による効果的な施設運営に期待する。また、サポートセンターの設置目的に立ち返り、市民に運営を委ねることに主眼を置いた制度実施を行うべきである。

その際、公平・公正で公開性・透明性が確保された運営がなされるべきであり、利用団体、一般市民の声をいかに運営に反映させるかが重要である。指定管理者制度移行後もサポートセンターが市の施設であることに変わり無く、市民・関係団体・指定管理者・運営協議会・市が協働で取り組む姿勢が望ましい。また、指定管理者制度導入の時期については、速やかな移行が望ましいが、平成19年1月に市民公益活動団体へ市が実施したアンケート結果によると、「指定管理者制度への移行は機運が高まってからの実施が望ましい」とする回答がもっとも多かった。こういった現状を踏まえ、今後は市民公益活動団体に対し、説明や意見を聴く機会を積極的に設け、機運を高める取組みを行なった上で指定管理者制度移行を実施すべきである。利用している市民公益活動団体自身による運営などの可能性が広がるような取組みも同時に行なうべきであろう。

導入実施後は、指定管理者に対する評価をどのような手法によって行うかが、課題となる。活動内容を適正に評価し、事後に生かすことで、指定管理者制度移行を有益なものとするべきである。

また、佐倉市では市民協働の推進に関する条例が平成19年1月施行となり、市民公益活動団体への支援が市の責務として明文化されている。条例に基づき新たに実施される市民協働事業や、市民協働推進委員会との関係について、今後サポートセンターと市民公益活動運営協議会がどのように関わっていくべきか研究が必要である。

【資料】

市民公益活動運営協議会（全体会）での審議等

日時：平成17年9月23日(金)

内容：部会(ワーキンググループ)を設置して、サポートセンターのあり方および指定管理者制度移行について、審議することを了承。

日時：平成18年1月27日(金)

内容：部会(ワーキンググループ)の審議状況等を報告(1回目)。

日時：平成18年7月25日(火)

内容：部会(ワーキンググループ)の審議状況等を報告(2回目)。

日時：平成18年12月13日(水)

内容：部会(ワーキンググループ)での調査・研究報告(素案)を報告。

日時：平成19年3月19日(月)

内容：サポートセンターのあり方及び指定管理者制度移行についての調査・研究報告(案)の調整。

第2部会の審議等

第1回

日時 平成17年10月12日(水) 18:30～20:30

内容 部会の進め方及び運営について

第2回

日時 平成17年11月9日(水) 18:30～20:30

内容 サポートセンターの実施事業について。他市センター事業実施状況について

第3回

日時 平成17年12月14日(水) 18:30～20:30

内容 サポートセンターの実施事業について。推進組織について

第4回

日時 平成18年1月11日(水) 18:30～20:30

内容 推進組織について

第5回

日時 平成18年2月8日(水) 18:30~20:30

内容 市民公益活動団体のつどいについて
サポートセンターとボランティアセンターの関係について

第6回

日時 平成18年3月8日(水) 18:30~20:30

内容 サポートセンターとボランティアセンターの関係について
サポートセンターにおける事業について

第7回

日時 平成18年5月10日(水) 18:30~20:30

内容 これまでの2部会審議について
平成18年度の2部会について

第8回

日時 平成18年6月14日(水) 18:30~20:30

内容 先進地視察について
サポートセンターの利用対象者について
市民公益活動団体のつどいについて

第9回

日時 平成18年7月14日(金) 14:00~

内容 千葉市民活動センター視察実施

第10回

日時 平成18年9月6日(水) 18:30~

内容 指定管理者制度について(行政管理課から制度説明)・作業部会について

第11回(作業部会合同)

日時 平成18年10月11日(水) 18:30~

内容 これまでの2部会検討事項の確認・作業部会の検討内容について
指定管理者業務基準に関する検討

第12回(作業部会合同)

日時 平成18年11月29日(水) 18:30~

内容 調査研究報告書検討

2部会作業部会の審議等

第1回

日時 平成18年9月28日(水) 18:30~

内容 指定管理者について(フリートーク)

第2回

日時 平成18年10月11日(水) 18:30~

内容 2部会第11回と同様

第3回

日時 平成18年10月18日(水) 18:30~

内容 業務基準等について

第4回

日時 平成18年11月15日(水) 18:30~

内容 調査研究報告書検討

第5回

日時 平成18年11月27日(月) 18:30~

内容 調査研究報告書検討

第6回

日時 平成18年11月29日(水) 18:30~

内容 調査研究報告書検討

市民公益活動サポートセンターの開所時間等に関するアンケート集計結果 一部抜粋

アンケート実施:平成 19 年 1 月
対象:団体登録している 113 団体
方法:郵送による依頼・回収
回収:80 回収率:71.0%

Q7 指定管理者制度導入についての意見をお聞かせください。

	回答内容	回答数	構成比
(1)	直ぐに(平成 20 年)導入するべきである	10	12.5%
(2)	市民自身で運営するという機運が高まった時点で、導入するべき	31	38.8%
(3)	市が直営で運営するべきである	18	22.5%
(4)	その他・わからない	16	20.0%
	無回答	5	6.3%
	計	80	100.0%

(1)の理由は

市職員はできるだけ少なく
 小生は位置面で賛成はしないが、弊会若手が受託したいと言っている。
 利用者の利便性確保されることが重要。
 変革の一つとして捉えているので。運営管理面では利用者側の立場での対応を
 しないとイケない。

(2)の理由は

時代の流れであり反対ではないが、複雑な制度(保険)に答えることができる能力、サポ
 センのあり方について向上させていく意欲に多少不安が残る。
 利用する側では指定管理者に変わって使いづらくなるのが一番心配です。
 市役所の中にはサポートセンターの活動拡大を望まないという観もあると聞こえます。
 「市民自身で運営する機運」には個々の団体の活動がもっと活発になり、市政との「協働の
 実」をあげることがさらに必要と思います。それまで何とか市の財政の中で支えていく努力
 をするべきです。
 センター運営の方向、方法がある程度固まった後には、どの様な団体が運営してもよいが、
 まだ、試行錯誤的な所があり、もう少し方向付けを促進したらよい。どの様にセンターを活か
 すか、活用するのがよいか、そして、その目的に沿って稼働を高めるか、じっくり考えてから
 でよい。
 市民団体の中で自ら管理者制度を希望する団体を募集して選ぶことです。

(3)の理由は

地域活動の支援は市自体が行うべきで指定管理者制度に移行するのはサービス低下を招き好ましくない。

一定の管理者にした場合、公益性・公平性が保たれるかどうか心配です。行政と市民との協働の場として残しておいて欲しいと考えています。

何でも指定管理者に任せる事に反対です。目的と違ってくるのではないかな？

まだ指定管理者制度が定着していない。サービスが安定的に提供されるか不安です。

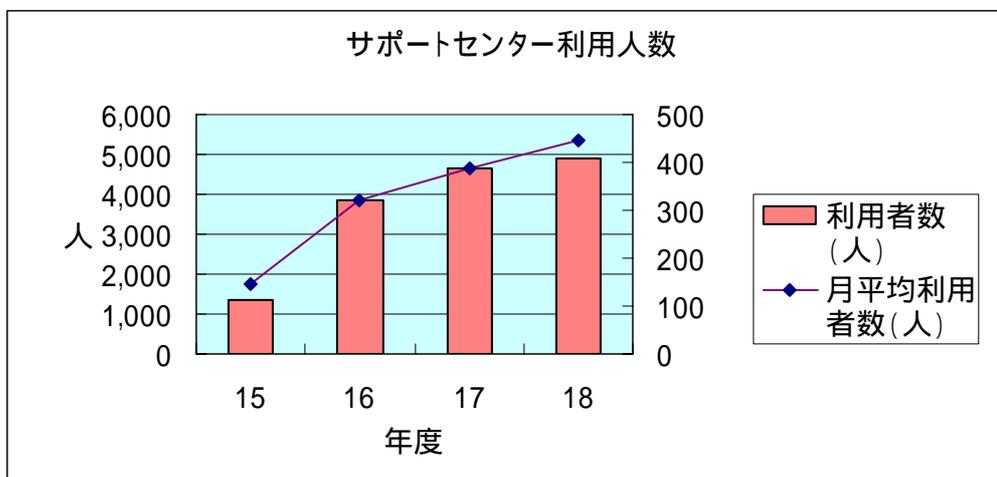
(4)その他の場合、具体的に

サービス提供機関として、やはり年内無休を原則とし、休館日を指定管理者制度で補うよう図ることはできないものでしょうか。

指定管理者制度の導入により何がどのように変更される可能性があるのか分からないので良し悪しが判断できません。

現在利用する機会がありませんので、Q5・6・7は答えられません。

サポートセンター利用状況



平成 15 年度 7 月～3 月 平成 18 年度 4 月～2 月末

市民公益活動に関する提言書及び市民公益活動推進のための基本指針記載事項
市民公益活動に関する提言書 - 総論 - (平成14年3月)佐倉市ボランティア・
市民公益活動推進懇話会

当面は、市民による(仮)運営協議会を設け民主的な運営に心掛けることとし、将来に向けては民営化についても含め検討すべきです。

市民公益活動に関する提言書 - 各論 - (平成14年10月)佐倉市市民公益活動推進懇話会)

サポートセンターは、市民及び団体が利便性の高い開かれた施設であることが必要です。県内の自治体で設置する市民活動を支援する場合は、平成14年8月現在で7カ所あり、市だけでは4カ所設置されています。各市の状況を見ると市独自で管理しているところや、市と社会福祉協議会で管理しているところ、さらには民間に委託しているところと各市の事情に応じて様々です。こういった中で、市民公益活動の中心となる佐倉市のサポートセンターについても、市民自らが運営していくことが望ましいところですが、運営管理を委託できるNPO法人等が市内にない現状を考えると、当面の運営は市が管理し、職員と市民からなる補佐員等に対応していくことが、現状では最前の運営管理方法であると考えます。

サポートセンターの運営においては、当面は職員と補佐員等による管理を要望しましたが、市民のさまざまなニーズに対応した公益活動の支援を図り、各種の相談窓口として機能を充実するためには、NPO法人等に運営を委託する必要があります。

現在、中間支援団体として他団体からの相談や他団体の支援に対応できる能力を有するとともに、継続して活動している団体でサポートセンターの運営を委託できるようなノウハウを持ったNPO法人等が市内にありませんので、こういったNPO法人の設立や育成を働きかける必要があります。

市民公益活動推進のための基本指針(平成15年3月)佐倉市

市民公益活動の推進を図るためには、活動の拠点として、また、市民、市民公益活動団体等が相互に連携し、交流できる場所としてサポートセンターを設置していきます。サポートセンターでは、情報の提供、各団体間のネットワークづくり、啓発、相談事業を展開することにより、市民公益活動を推進する拠点としての役割を担うよう整備を進めていきます。

また、サポートセンターの管理運営については、将来、NPO法人等に運営を委託するよう検討していきます。

【委員名簿】

運営協議会委員名簿(第2期)

平成 17年6月1日～

役職	氏名	備考
委員長	竹内 淳	学識経験者
副委員長	海老原 衡治	市内事業者
委員	庄子 伸一	公募
委員	越澤 七子	公募
委員	中野 芳典	市民公益活動団体関係者
委員	薄 鹿津喜	市民公益活動団体関係者
委員	山東 孝好	市内事業者 平成 18年6月1日から
委員	塚田 雅二	学識経験者
委員	左奈田 雄一	その他
委員	谷野 宏輝	その他
委員	菊地 辰夫	市内事業者 平成 18年5月31日まで

第1部会(ワーキンググループ)委員名簿

【サポートセンターにおける防災・災害支援】

役職	氏名	備考
部会長	塚田 雅二	
副部会長	谷野 宏輝	
部会委員	左奈田 雄一	
部会委員	菊地 辰夫	平成 18年5月31日まで
部会委員	山東 孝好	平成 18年6月1日から

第2部会(ワーキンググループ)・作業部会委員名簿

【サポートセンターのあり方及び指定管理者移行】

役職	氏名	備考
部会長	中野 芳典	作業部会長
副部会長	薄 鹿津喜	作業部会副部会長
部会委員	庄子 伸一	
部会委員	越澤 七子	
作業部会員	左奈田 雄一	
作業部会員	谷野 宏輝	

